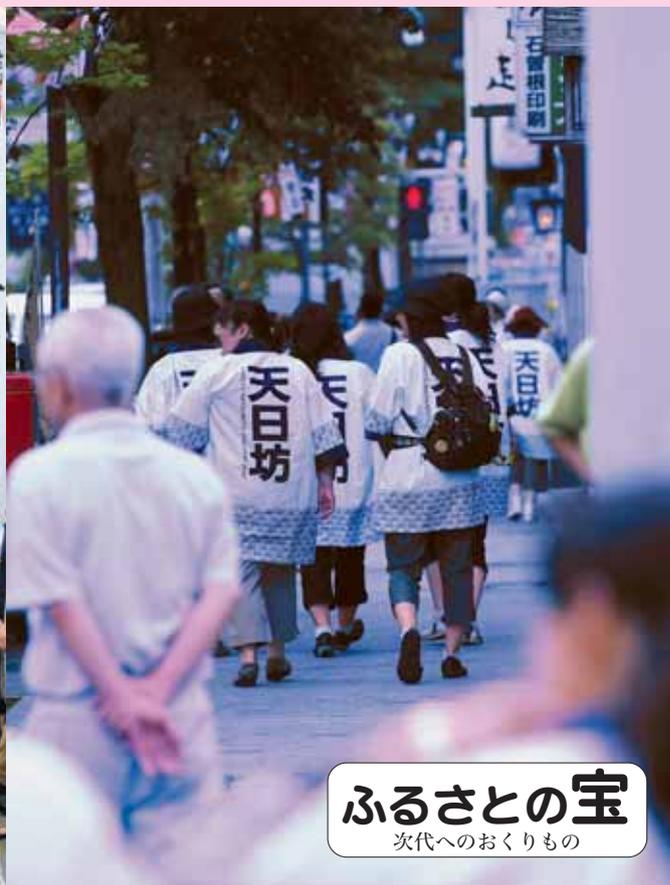


まつもとほうじん

平成26年
(2014年) 5月号
第472号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



ふるさとの宝
次代へのおくりもの

- 主な記事 -

税に関するアンケート集計結果..... 2～3頁

税務ポイント..... 4頁

皆さんこんにちは・神山和彦氏..... 5頁

頑張ってます・平井よなさん..... 5頁

法律レポート..... 6～7頁

ふるさとの宝、青年部・女性部コーナー..... 8頁

前期税務研修会日程のご案内..... 9頁

会員福利厚生制度PR、税務署からのお知らせ...10頁

5月の予定、第2回通常総会のお知らせ、
自動車税納入のお願い等.....11頁

インフォメーション、地区トピックス

投稿川柳、あとがき.....12頁

第2回通常総会記念講演会のご案内.....付録

第13回会員親睦ゴルフ大会のご案内.....付録

信州・まつもと大歌舞伎 (松本市)

今年も、歌舞伎とともに松本の夏が始まります！2008年から2年に1度、サポーターやキャストとして、あるいは観客として多くの市民の参加を得て開催されてきた信州・まつもと大歌舞伎。もはや松本の夏の風物詩です。今年の演目は、中村勘九郎、中村七之助、尾上松也というフレッシュな顔ぶれでおくる『三人吉三』。3人の盗賊の因果をめぐる、「実はこうだった」のどんでん返しが続く、歌舞伎らしさ満載の物語です。

8頁に関連記事掲載（横沢敏編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

平成26年実施分

税に関するアンケート集計結果

一般社団法人 松本法人会(税制委員会)

(ご回答募集期間：平成26年2月～4月)

昨年12月24日に閣議決定された「平成26年度税制改正大綱」は、通常の年度税制改正に先立ち10月1日閣議決定の「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での民間投資活性化のための税制改正大綱に加え、復興特別法人税の前倒し廃止・地域経済活性化のための税制上の措置など「好循環実現のための経済対策」(12月5日閣議決定)に基づいた措置を盛り込んでいます。

企業減税策の一方、給与所得控除や車体課税の見直しなどが明らかになったほか、消費税の軽減税率導入に係わる詳細は、26年12月までに結論を得ることとなっています。

これら「26年度税制改正大綱」の内容を踏まえて、次の三つをおうかがいします。

1 【消費税の軽減税率導入について】

上記に関連し、特定の消費税率を低くする軽減税率導入時期については、あいまいな表現ながら大綱において“税率10%時”とされています。

10%引上げに際して、を前提として、軽減税率導入について、次のうち、お考えに最も近いものを1つ選び、○印をお付けください。

カ. 上記になし・その他…………… 2.6%

【食品の税率を下げたほうがよい/総背番号制導入し低所得者に現金を戻す/事務負担と公平・透明性を考慮し何に対し軽減するのか明確にして導入すべき/対象を極力絞って導入/ 他は選択肢の複数回答と無回答】

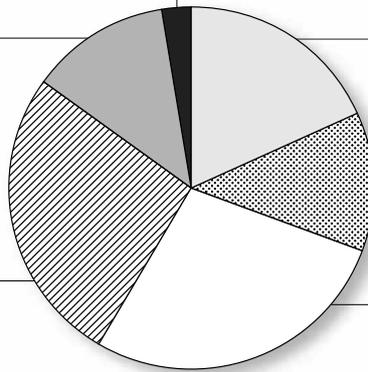
オ. 分からない……………12.4%

ア. 事業者側の事務負担の面から単一税率が望ましく、導入に反対……………18.2%

イ. 財政健全化を目指した引上げのほずであり、税収確保の面から、導入には反対……………12.4%

エ. 逆進性など、低所得者への対策として、10%引上げと同時に導入すべき……………26.6%

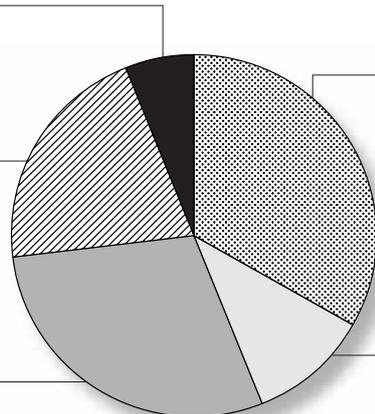
ウ. 現状の大綱どおり引上げと同時か否かは確定させず、動向を見据えて導入はすべき……………27.8%



2 【経済活性化と中小企業対策について】

平成26年度税制改正には、「成長戦略」の一環として5兆円規模の新たな経済対策も盛り込まれています。そこで、今後も中小企業が存続し、力強く成長できるようにするために更に求められる税制改革として、お考えに最も近いものを1つ選び、○印をお付けください。

- オ. 上記になし・その他……………6.1%
【自社株の評価法変え（例えば、総資本収益率）/入札制度について検討/非効率な業種に税金投入を止めて時限の業種転換制度設ける/法人税引下げと並行で地方税均等割拡大を図り広く浅く徴税すべき/（設問の目的のためには）商法における大企業優遇の見直しを進めることが先決/他は選択肢の複数回答と無回答】
- エ. 分からない……………20.8%
- ウ. 中小企業が円滑に事業承継を行えるように、事業承継税制の拡充と更なる見直し ……29.2%

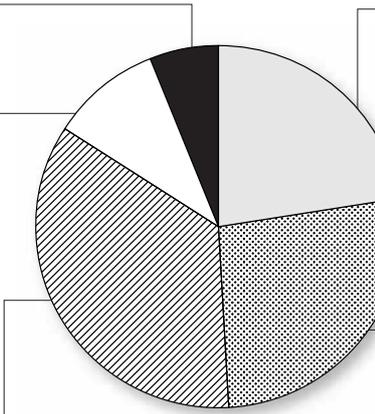


- ア. 法人税とともに法人実効税率の更なる引下げ……………33.2%
- イ. 役員給与を(原則)損金算入とし、同族会社も利益連動給与の損金算入を認める……………10.7%

3【国と地方のあり方について】

国の財政は大きな赤字を続ける一方で、地方交付税制度の「財源保障機能」等により地方の基礎的財政収支は黒字を維持しているといわれます。地方についても行財政改革が求められている中で、取り組むべきと思われる最も近いものを1つ選んで○印をお付けください。

- オ. 上記になし・その他……………6.1%
【議員・公務員に対する税率を期間定め上乘せする/公務員の（給与よりも）退職金と賞与を下げるべき/国・地方とも国民の水準をよく理解し良識持った行政とする姿勢を/ 他は選択肢の複数回答と無回答】
- エ. 分からない……………9.8%
- ウ. 高止まりしたままの地方公務員給与は、地域の民間企業の水準に準拠して見直す……………35%



- ア. 地方においても「事業仕分け」のような手法を導入するなどして地方自らの行革努力……………22.5%
- イ. 地方議会議員の定数・報酬削減と、地方議会は、より一層納税者視点に立った行政チェック機能を果たす……………26.6%

その他、税や行・財政についての意見ありましたら自由にご記入ください。

血税は趣旨に沿って使い、過程と結果を詳らかにしてほしい/小企業に（こそ、技術者いるので）目を向けてほしい。さもなければ技術者がいなくなってしまう/国会議員定数削減等が一向に進まぬ現状に憤りを感じる/増税の一方で減税で結局財源不足となり、増税の意味なくなる。同じことの繰り返しで見通し甘いと言わざるを得ず不信感/インフラ確保のための予算は削りすぎるべきでない（今冬の大雪での交通マヒに鑑み）/官民のギャップ（決められた時間や予算内で働いていればよい公務員と民間との給与水準・実働時間の差）を埋める努力なければ日本の財政は回復しない。民間が元気になり余裕あればこそ経済も活性化するだろうが、官や政治家を守ることが優先されているうちは労働力の土気がろうはずもない/財政赤字のため議員年金廃止は当然。必要ないもの削ることせず消費税上げること反対（赤字減らす努力せず、結果出さずに国民に負担強いている）/個人・法人・個人事業者が現在負担している税金の種類と額を全て洗い出し確認したうえで国会議員や公務員の削減可能か行政チェックを行い歳出削減することを期待する/医療・介護といった社会保障費の見直しが急務（国の借金は膨張止まらない）/個々の変化に対応していない法制度は時代に即していない。負担する国民の立場を理解し、全ての国民納得したうえでの納税が重要/景気後退への危機感を大変強く感じている、 など

～皆様ご協力誠にありがとうございました～

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⑦〕

土地の評価 について

Q 土地を相続した際の相続税や固定資産税を計算する場合の地価について教えてください。

A (相続税・贈与税に係る土地評価額)

財産の評価に関して、相続税法では、「時価」を基本原則としています。しかし、相続税および贈与税の課税対象となる財産は多種多様であり、これらの時価を的確に把握するのは容易ではないことから、国税庁では、財産の評価について財産評価基本通達を定め、また、毎年、基準となる土地の価額(路線価)などの評価基準を定めて、全国統一的な取扱いをしています。

それは、国税庁が毎年7月に公表する路線価図及び評価倍率表からなる「財産評価基準書」に記載されています。価格の基準時点はその年の1月1日です。

相続や贈与により土地を取得した場合は、原則として宅地、田、畑、山林などの地目ごとに評価して相続税や贈与税を算出します。

土地の評価の方法には、路線価方式と倍率方式があります。

イ 路線価方式

路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1㎡当りの価格(千円単位)であり、この路線価を土地の形状等に応じた奥行価格補正率などの各種補正率を用いて修正した後、その土地の面積を乗じて計算します。

例えば、計算例のように、路線価図に「300C」と記載された路線に面した間口20m、奥行き35mの土地は、奥行価格補正率0.98を用いて2億580万円と計算されます。

ロ 倍率方式

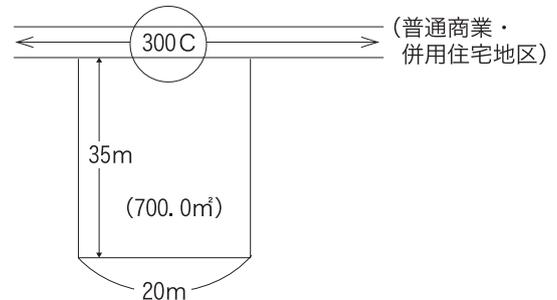
倍率方式とは、路線価図に定められていない地域の評価方法で、その土地の固定資産税評価額に評価倍率表に示された一定の倍率を乗じて計算します。

* 借地権(定期借地権等を除く)の評価

借地権の価額は、自用地(他人の権利の目的となっていない場合の土地で、いわゆる更地をいいます。)と

しての価額に借地権割合を乗じて計算します。この借地権割合は、借地事情が似ている地域ごとに定められており、路線価図にあつては各路線価の右隣にA~Gの記号で示され、評価倍率表では、その町(丁目)又は大字の地域ごとに掲載されています。(計算例)

計算例



① 自用地の価額

$$\begin{array}{l} \text{(路線価)} \\ 300,000\text{円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{〔奥行距離35mに応ずる} \\ \text{奥行価格補正率〕} \\ 0.98 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(1㎡当たりの価額)} \\ 294,000\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(1㎡当たりの価額)} \\ 294,000\text{円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(地積)} \\ 700\text{㎡} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(自用地の価額)} \\ 205,800,000\text{円} \end{array}$$

② 借地権の価額

$$\begin{array}{l} \text{(自用地の価額)} \\ 205,800,000\text{円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(借地権割合)} \\ 70\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{(借地権の価額)} \\ 144,060,000\text{円} \end{array}$$

③ 300Cの「C」は、借地権割合70%を表しています。

(固定資産税に係る土地評価額)

市町村が課す固定資産税算出の基となる評価額(固定資産税評価額)は、個々の土地の形状などを考慮して、各市町村が1月1日現在の額を決定し、土地課税台帳に登録します。

この評価額は、3年に一度見直されますが、地価変動の大きい都市部では毎年修正されます。

(参考)

上記のほか、一般的なものとして国土交通省が毎年1月1日時点における標準地の正常な価格として3月に発表する「公示価格」があります。この公示価格は、一般の土地取引に対して指標を与える、不動産鑑定の基準となる等の役割を果たしています。

3つを比較すると、路線価は公示価格の概ね80%、固定資産税評価額は公示価格の概ね70%相当となっています。

* 「路線価図」、「評価倍率表」並びにそれぞれの見方は、国税庁ホームページで閲覧できます。

(<http://www.rosenka.nta.go.jp/>)

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)



皆さん
こんにちは♪

(株)カミヤマ

松本市渚

代表取締役 神山 和彦氏

「伝統とロマンの心、確かなモノで社会に奉仕」

大正5年、松本市今町に自転車卸売業として創業。現在では自転車のパーツや各種タイヤに加え、福祉機器までも扱う総合商社です。豊富な在庫と広いショールームを生かし、店頭小売りやインターネットでの販売も増えています。

都内での自転車メーカー勤務を経て、26歳から自社で営業中心の仕事をしてきました。主力の自転車の販売チャンネルは小売店から量販店、さらにはインターネットへとシフトしつつあり、主要なユーザーだった学生の人口も減少するなど、市場環境の変化は激しいですが、その一方自転車と共通の部品からなる車椅子などの福祉車両の需要は増大しつつあり、ビジネスチャンスも拡大しています。常に市場のニーズを探り、より付加価値の高い製品を提供できる新たな販路の拡大を探っています。

休日には、昨年生まれたばかりの長女の育児に専念している妻の家事の手伝いや、今春小学校に入学した長男をスキーに連れて行ったり、消防団の活動にも従事しています。

(横沢敏編集委員)



頑張ってます!!

『只今21才、お酒修行はこれからです』

EH酒造(株)

安曇野市豊科高家

平井 よなさん

今春社会人2年生に成ったばかりのフレッシュさんです。県外より帰郷の折、美しい水と空気、美味しいお米がある故郷の素晴らしさを強く感じ、地元の良さを発信できる職場で働きたいとEH酒造に入社されました。

二百余年の歴史を持つ酒蔵で、醸造から瓶詰め販売まで一貫して行われる会社の事務全般を担当。ワイナリーを思わせるお洒落な社屋は随時見学を受け付け酒蔵の案内も務められます。増加をみせる外国からの見学者には辞書を片手に説明も。英会話の勉強をもう少ししなくてはと考えているとのこと。

酒造りに対する杜氏さんの真摯な姿を目の当たりにし、より多くの人に日本酒の魅力を伝えたいと、日々励んでいらっしゃいます。「何より明るく積極的、これからも守りに入らず全力で取り組んで欲しい」と、上司からも大きな期待が寄せられる平井さんです。

(忠地恵子編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社：〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
URL：<http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所

社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



法律レポート

企業をめぐるトラブル事例と法的対応策
(その6 従業員の私用メールをめぐる)

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



第1 現代社会における企業内コンピュータ・ネットワーク化による危険

最近、企業内外のコンピュータ・ネットワーク化は、一般の予想をはるかに超えて急速に進展し、これに伴い、従業員による社内ネットの不適切な利用による顧客情報の漏洩等をはじめとする犯罪、コンピュータ・ウイルスへの感染、セクハラ問題、その他ネットの私的利用等、人事管理上等の企業内におけるトラブルが引き起こされています。これらに対応するためのルール作りの必要性が指摘されているところ、企業の対応は未だ十分とはいえないのが現状です。

第2 社内ネットのモニタリングとプライバシー侵害の問題

一方で、社内ネットの私的利用を監視するためにモニタリング(監視や観察)することは、社員のプライバシーへの侵害との非難を招くおそれがあり難しい問題であります。

最近の判例実務では、ネット化の普及とその私的利用等の濫用が進むにつれ、一定の合理性を要件としながらも、会社設備のPCへのモニタリングについては許容する方向に向かっています。

東京地判平13.12.3 労判826-76はセクハラに絡んだ社内調査の過程で、従業員による異常な私的利用が発覚した事案です。「会社のネットワークシステムを用いた電子メールの私的利用に関する問題は、通常の電話装置におけるいわゆる私用電話の制限の問題とほぼ同様に考えることができる。」と判示しました。そのうえで、勤労者として社会生活を送る以上、日常の社会生活を営むうえで通常必要な外部との連絡の着信先として会社の電話装置を用いることが許容されるのはもちろんのこと、さらに会社における職務の妨げとならず、会社の経済的負担もきわめて軽微なものである場合には、これらの外部からの連絡に適宜即応するために必要かつ合理的な限度の範囲内において、会社の電子装置を発信に用いることも社会通念上許容されており、これは、会社のネットワークシステムを用いた私的電子メールの送受信に関しても基本的に妥当すると判示しました。

利用者において、社内ネットは通常の電話装置の場合とまったく同程度のプライバシー保護を期待するこ

とはできず、当該システムの具体的状況に応じた合理的な範囲での保護を期待し得るに止まるとして、電子メールの場合の保護の範囲について、通常の電話装置の場合よりも相当程度低減されるといった限界を指摘しています。

さらに、プライバシー侵害の判断基準として、「監視の目的、手段及びその態様等を総合考慮し、監視される側に生じた不利益との比較衡量の上、社会通念上相当な範囲を逸脱した監視がなされた場合に限りプライバシー権の侵害となる。」と判示しました。その具体例としては、職務上、社員の電子メールの私的使用を監視するような責任ある立場にない者が監視した場合、

責任ある立場にある者でも、これを監視する職務上の合理的必要性がまったくないのに専ら個人的な好奇心等から監視した場合、社内の管理部署その他の社内の第三者に対して監視の事実を秘匿したまま個人の恣意に基づく手段方法により監視した場合、などを例としてあげています。

日経クイック情報事件(東京地判平14.2.26 労判825-50)は、社内の誹謗中傷電子メールの濫用的私的利用に関するモニタリングが調査の必要性と相当性を個別具体的に検討し適用された事例です。

第3 労働者の個人情報保護に関する行動指針

電子メールやインターネットの接続状況のモニタリングについては、私用の防止や企業等の機密情報の漏洩による損害防止、企業内の情報システムの安全確保等の目的で行われるものについては、「業務上の財産の保全」のために行われるものに当たると考えられるとしています。

第4 社内ネット私的利用の違法性

ネットの私的利用は、それに関する禁止、制限する(会社が閲覧する可能性があること)などのルールを定めた規定(スマートフォンやパソコンの私用規約)があればそれにより、規定がない場合には、一般的な就業規則中の企業施設の私的利用禁止規定に基づき休暇時間中であっても、ネット私的利用禁止規定違反、企業施設の私的利用禁止規定違反、就業時間中であれば職務懈怠などが問われ、いずれにせよ懲戒処分の対象となり得る行為です。

その私的利用が濫用にわたるような頻発した場合や、セクハラへの利用や、従業員や企業への誹謗中傷に利用されている合理的疑いがある場合等には、モニタリングはこれらの規定の実効性を保つため、違反の有無に関する必要な調査として合理性があり、適法とされると解されます。

第5 紛争予防策

社内ネットの私的利用の監視・防止システムに関しても、電子メールと同様のモニタリングなどの問題があります。つまり就業規則等で、明確に、企業施設であるコンピュータの一般的利用、電子メールを含めたインターネット利用に関しても、業務外利用の禁止やそのためのモニタリング実施の明確化、従業員の使うパソコン等のパスワードや導入したソフト、一定のインターネット情報のダウンロードへの上司等への事前承認・届出制と勝手な変更の禁止や、これらの違反に対する制裁等を事前に明文化しておくべきです。

明文化の手法としては、就業規則の服務規律に挿入したり、不正アクセス対策、個人情報の保護等の一般的なシステム管理に関する別規定を定める必要があります。

尚、別規定とした場合に、それに就業規則としての拘束力をもたせ、懲戒処分を科しやすくしたいのであれば、この別規定が就業規則の一部であり、その違反

が懲戒処分の対象となることを明確にし、就業規則と同様の手続きを行うことが必要となります。

また、業務懈怠等による懈怠時間相当分の賃金の減額や、インターネットなどの回線利用につき定額料金での利用をしていない中小零細企業では、アクセス時間に対応する通信費用分の損害賠償の問題なども発生することが考えられます。

第6 参考規約

第 条（社内情報機器の私的利用の禁止とモニタリング）

私的ないし業務外の目的に、会社のPC、電話、パソコン通信、E-mail、FAX等の情報機器を用いてはならない。

前項の遵守確保のため、社員は、会社が、当該社員に、不正行為の疑いがある場合等に、合理的に必要な範囲・方法で行うPC内データ、電話、パソコン通信、E-mail、FAXについてのモニタリングに異議なくこれを承認し、協力する。

三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三浦守孝
〒390-0874 松本市大手1-3-29丸今ビル3F
TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

松本山雅FC主催試合

観戦チケットプレゼント!!

(会場:アルウィン/ホーム自由席)

親睦事業の際に皆様よりお預かりした「チャリティー募金」を原資の一部として実施しております松本山雅へのスポンサー活動。その返礼としていただきましたゲーム観戦チケットを先着順でご希望の方へ進呈いたします。お申込は法人会事務局(0263-36-0839)までご連絡いただきますよう

お願い申し上げます。

ご注意

- ・お一人様（一企業）2枚までとさせていただきます
- ・枚数に限り（14枚）がございますので先着順とさせていただきます
- ・アルウィンで開催されるホームゲームでご利用いただけます（ホーム自由席）
（5月11日横浜FC戦～7月5日アビスパ福岡戦まで）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

ふるさとの宝
次代へのおくりもの

193 —この三人が「信州・まつもと」を熱くする!—

信州・まつもと大歌舞伎

夏祭りのシーンでは100人近い市民が踊り狂った『夏祭浪花鑑』、農家の方を含む市民キャストが貧しい農民の姿でラップを交えてリアルに演じた『佐倉義民傳』、20人もの市民トランペッターが深遠なメロディーを奏でた『天日坊』と、これまで、信州・まつもと大歌舞伎は3度にわたって上演されてきました。まつもと市民芸術館の串田和美芸術監督は、「江戸時代に歌舞伎が作られた時のように」というコンセプトのもと、生き生きとして、今という時代に息づいた“現代劇”としての歌舞伎を演出してきました。さらに東京公演とはひと味違った松本ならではの要素を盛り込んだそれは、連日、当日券に100人近い



中村勸九郎



中村七之助



尾上松也

列ができるほどの人気を誇ってきました。もちろん、亡くなった中村勸三郎さんをはじめとする歌舞伎俳優の皆さんが松本を愛してくれたこと、そして彼らの来訪を喜び、さまざまな形で街を盛り上げてくださる市民の皆さんと、すべてが一体となった結果と言えるでしょう。4回目となる『三人吉三』も、作品の上演だけでなく、登城行列や松本城市民ふれあい座をはじめ、グッズの製作・販売など歌舞伎を体験できるさまざまな関連企画が繰り広げられる

予定です。今年も、皆さんも一緒に「信州・まつもと大歌舞伎」を盛り上げましょう!

信州・まつもと大歌舞伎「三人吉三」

7月20日(日)~24日(木): まつもと市民芸術館

<http://youkoso.city.matsumoto.nagano.jp/ookabuki/>

青年部コーナー

—第39回通常総会開催—

4月24日、青年部第39回通常総会が開催され、本年度事業が本格的にスタートしました。

通常総会に引き続き、『租税教育活動ディスカッション』が実施され、本年度も租税教育活動に積極的に取り組むことが確認されました。



女性部コーナー

—第35回通常総会、創立35周年記念式典—

女性部第35回通常総会、創立35周年記念式典が4月18日に開催されました。記念式典では女性部のこれまでの歩みを振り返ると共に、

『がん医療の今と理想的な治療』というテーマで記念講演会が実施されました。



環境ISO14001認証取得
(本社および山形バルクセンター)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinko.co.jp/>

人と命、心の未来へ。

創業、江戸、文化元年。— おかげさまで創業210年

医薬品総合商社
岡野薬品株式会社
本社/松本市本庄1丁目5番14号 TEL.0263-33-3330(代)
営業所/松本・長野・上田・佐久・諏訪・伊那・飯田・山梨

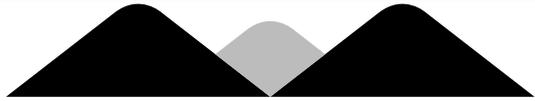
平成26年度
前期税務研修会

テーマ 平成26年度税制改正について・その他

本年度前期の税務研修会は、下記の日程で行います。会員の皆様には、別途ハガキにてご案内します。
なお、旧松本市内以外の部会は、部会総会も同時に実施いたしますので、あわせてご出席ください。

＊講師：松本税務署担当官（松本会場は全て大同生命松本ビル1F第一会議室にて行います。）

日 程	部 会	時 間 (松本各ブロックは14:00～)	会 場
5月8日(木)	朝日部会	15:00～研修会・16:10～総会	朝日村商工会
5月9日(金)	上高地・白骨温泉旅館部会	16:30～研修会・17:40～総会	松本東急イン
5月13日(火)	山形部会	15:00～研修会・16:10～総会	山形村商工会
5月19日(月)	梓川部会	15:00～総会・15:40～研修会	松本商工会議所 梓川支所
5月20日(火)	安曇部会	15:00～研修会・16:10～総会	松本商工会議所 安曇支所
5月21日(水)	波田部会	15:00～研修会・16:10～総会	松本市波田商工会
5月22日(木)	三郷部会	15:00～総会・15:40～研修会	安曇野市商工会 三郷支所
5月23日(金)	筑北部会	15:00～総会・15:40～研修会	麻績村商工会
5月26日(月)	堀金部会	15:00～総会・15:40～研修会	安曇野市商工会 堀金支所
6月2日(月)	塩尻部会	15:00～研修会・16:10～総会	中信会館
6月3日(火)	松本Aブロック (中央・大手・深志 各地区と農協部会)		
6月4日(水)	川手部会	15:00～総会・15:40～研修会	安曇野市商工会 明科支所
6月5日(木)	松本Bブロック (城西・丸の内・開智・北深志・白板・宮渕・宮渕本村・巾上・中条・新橋・蟻ヶ崎・蟻ヶ崎台・城山・沢村・桐・旭・美須々・岡田(各町)・渚・島内 各地区)		
6月6日(金)	豊科部会	15:00～総会・15:40～研修会	安曇野市商工会 豊科支所
6月12日(木)	松本Cブロック (城東・清水・元町・女鳥羽・埋橋・県・筑摩・神田・里山辺・入山辺・浅間温泉・南浅間・横田・惣社・大村・水汲・洞・稲倉・原・三才山・寿(各町)・松原・並柳・中山・中山台・内田 各地区)		
6月18日(水)	松本Dブロック (本庄・庄内・南松本・鎌田・双葉・井川城・出川町・出川・征矢野・高宮(各町)・両島・笹部・南原・島立・新村・和田 各地区)		
6月19日(木)	穂高部会	15:00～総会・15:40～研修会	穂高神社 参集殿
6月23日(月)	松本Eブロック (野溝木工・芳川野溝・野溝西・野溝東・市場・宮田・芳野・石芝・平田西・平田東・小屋(各町)・村井町(各町)・笹賀・空港東・神林・今井 各地区)		
6月24日(火)	奈川部会	15:00～総会・15:40～研修会	松本商工会議所 奈川支所



ネームプレート シール・ラベル印刷 金属焼付塗装
UL・CSA認定工場




株式会社 宮本工業所
〒390-0821
長野県松本市筑摩1-1-5
TEL (0263)25-0340
FAX (0263)27-3289
E-mail: kanri@miyamotokougousyo.co.jp

適用範囲：本社 松本工場



青年部・女性部

部員募集中!!

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい



法人会のビジネスガード *Series* **Business Guard**



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

- 政府労災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**
- 企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS(スターズ)**
- 火災と地震災害に備える **プロパティガード+地震対策プラン**
- 個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

「消費税申告一声運動実施中」

AIU損害保険株式会社

URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

松本支店

〒390-0815
松本市深志2-5-26 松本第一ビル 7階
TEL.0263-35-1933 FAX.0263-36-7975
(受付時間:午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。
「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度酒類販売管理 協力員の募集について

関東信越国税局では、酒類小売販売場（スーパー、コンビニエンスストア、小売酒販店など）で買い物等をする機会を利用して、未成年者飲酒防

止に関する表示や店頭価格の状況を確認し、税務署に連絡していただく『酒類販売管理協力員』を募集しています。

応募方法、募集期間、委嘱期間等詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。松本税務署 酒類指導官（0263-39-3289（直通））までお問い合わせください。

5月の予定

7日税制委グループ会議 8日朝日部会税務研修会・総会 9日女性部幹事会、上高地・白骨温泉旅館部会税務研修会・総会 12日正副会長会、第3回理事会 13日山形部会税務研修会・総会 14日税務入門(おさらい)講座 15日新設法人説明会 16日青年部第一委員会、幹事会 19日梓川部会総会・税務研修会 20日安曇部会税務研修会・総会 21日波田部会税務研修会・総会 22日三郷部会総会・税務研修会 23日筑北部会総会・税務研修会 26日堀金部会総会・税務研修会 28日第2回通常総会 29日決算法人説明会

決算説明会(法人税・消費税/4月決算法人対象)
5月29日(木) 午後2時より 大同生命ビル1階 第一会議室

事務局人事異動

昇格

井上和久職員、業務主任に!

平成22年の入局以来、研修会の準備や司会進行、広報誌の取材活動や紙面制作、青年部の活動などを主に担当し、骨身惜しまず、いつも明るく、そして好感度あふれる対応で業務に当たってまいりました。この度、入局して4年が経過し、この4月1日から「業務主任」に昇格、職責が重くなりました。今後とも宜しくお引き立ての程お願いします。

第2回通常総会のお知らせ

第2回通常総会を下記のとおり行います。総会に引き続き、記念講演会(本号付録参照)、祝賀会を予定しておりますのでぜひご出席下さい。

なお、おはがきでお届けした案内状の委任状面は、登録事項確認のため出席・欠席にかかわらずご記入のうえ、必ずご返送ください。

日時 5月28日(水) 14:00開会
(受付13:30分より)

会場 松本東急イン 3階「クリスタルルーム」

- 1. 第2回通常総会 14:00~15:10
- 2. 優良経理担当者表彰式 15:15~15:30
- 3. 記念講演会 15:40~17:10

テーマ 「日本人の知らない中国の現実」

講師 ジャーナリスト
富坂 聡 氏

- 4. 祝賀会 17:20~18:20



法人会
消費税期限内納付
推進運動

自動車税は6月2日(月)までに納めましょう

コンビニエンスストアなら24時間いつでも納付できます

平成26年度の自動車税の納期限は6月2日(月)です。自動車税は必ず納期限までに納めましょう。自動車税は4月1日午前0時に自動車を所有している方に課税されます。お手元に届けられる納税通知書により、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたは地方事務所税務課で納付してください。なお、コンビニエンスストアなら24時間いつでも納付することができますのでご利用ください。

自動車税を納めていただいた際にお渡しする領収書には「納税証明書」がついています。これは、継続検査(車検)を受けるときに必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管しておきましょう。

なお、「納税通知書が届かない」「所有していない自動車の納税通知書が届いた」「身体障害者等の減免を受けたい」などのご相談は、松本地方事務所税務課 電話(0263)40-1905(直通)までお問い合わせください。

ご利用ください 国税電子申告・納税システム「e-Tax」 <http://www.e-tax.nta.go.jp>

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ：タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

E H酒造株式会社



信州あづみ野、清冽な水と空気、酒米「ひとこち」を使用し、米の旨味を生かしつつ、すっきりとしたお酒。

酔園 幻の酒ブルー

E H酒造株式会社 TEL:0263-72-3011
長野県安曇野市豊科高家1090-1 http://www.eh-shuzo.com



F Mまつもと (松本市)



平成25年12月に新しく開局したコミュニティFMのラジオ局です。松本市で暮らす人々に向けて、地域に密着した役立つ情報を手軽に発信できるようになりました。災害時の情報収集や発信にも効果が期待されています。周波数は79.1MHz。一度お試しください。(横沢敏編集委員)

（本号編集委員… 忠地恵子 横沢敏）



会場には福島から来られた山村留学生の少女達も招かれていて、感動の時を共にしました。震災に遭い、今、親元から離れたの暮らしてさぞ心細く淋しい事とお察し致しますが、NPOや地元の皆様、そして新学期には多くの学友から心よりの支援、励ましを受け楽しく過ごして下さる様、心から願います。福島に縁を持ち、支援を続けておられる天満氏からも熱いエールが贈られました。(忠地)

有限会社 シナノメタル

銅・真鍮・ステンレス・電線屑・アルミ
OA機器類・モーター屑・非鉄金属全般

高価買取・即現金



ステンレス/新切



銅/光線

限りある資源を大切に

WindowsXP搭載PCもご相談下さい!!

有限会社 シナノメタル

〒390-1131 松本市今井野口6118-25
☎0263-50-3430

投稿

川柳
コーナー

花信すぎ

新緑と書く

便りかな

T.P.P. 話し合い
交渉

明日に控えた

寿しの味

締切迫る

残る一句は

風呂で詠む
無筆

あとがき

先頃、機会を得まして松本市四賀に伺い、天満敦子ヴァイオリンコンサートを鑑賞致しました。地元の小ホールでの開催にワクワクと心おどる期待でいっぱいでした。世界的に有名な奏者の天満氏を12回にわたり、お迎え出来る事が本当に驚きです。

注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 塚田哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで